**調査業務付則**

第1章　総　則

（目的）

第　１条　本調査業務付則は、関東支部調査部会において協会の発注する建造物電波障害の調査を受託する会員（以下「登録会員」という。）について定める。

２　登録会員は、協会会員としての自覚に基づき、公正な調査を行うこ　とにより、調査の依頼者及び社会の信頼を高め会員相互の発展を資することを目的とする。

第2章　登録会員の資格

（資　格）

第　２条　登録会員は、以下の資格を有する者で構成する。

(1)　第1級CATV技術者資格を有する者が在籍していること。

(2)　調査実績を審査するため、１０件以上の調査物件一覧表と調査　　 報告書の主なもの３物件以上を審査して実績が認められた者。

第3章　登　録

(登　録）

第　３条　部会の会員のうち、有資格者として登録しようとする者は、別に定める申請書に登録会費を添えて部会長に提出し、幹事会の承諾を得るものとする。

２　幹事会は、入会審査を年1回開催し、新会員を決める。

３　有資格者の登録は、原則として都道府県別に受けつける。

４　登録会員については、抽選などにより、都道府県別指名順名簿を作成する。

５　登録会費は、如何なる場合にも返却しない。

(指名）

第　４条　受けつけた調査物件は、登録会員に対し指名順名簿に従い指名する。

２　登録会員は、原則として指名を拒否できない。

３　登録会員は、受託不能回数が連続して2回に達した場合は、以後1年間指名対象から除外する。

４　登録会員は、部会長の承認のもとに業務の一部を他の者に代行させることができる。

５　登録会員が、違反行為等を行った場合は、幹事会の決議により除名されることがある

第5章　調査の受託

(受　託）

第　５条　調査を受託したことを確認するため、協会が発行する電波障害調査注文書により、内容を確認したのち電波障害調査注文書を協会に送付する。

(実　施）

第　６条　登録会員は、作成した調査報告書及び依頼者と交わした議事録を支部長に提出し、審査を受ける。

なお、その写しを1部支部長に提出する。

２　登録会員は、調査報告書を依頼者の指定日以前に提出する。

３　登録会員は、調査結果の詳細な問合わせに対しては、誠意をもって 対応する。

４　調査報告書には、協会指定の様式を使用し、受信画像写真を付けて 提出することを原則とする。

(調査費）

第　７条　登録会員は、調査実施後別に定める料金表に基づいて、支部長に調

査費を請求する。

２　支部長は、依頼者から別途定める料金を徴収する。

３　調査費の支払いは、協会の経理規定による。

(損害の負担）

第　８条　調査の実施にあたって事故が発生した場合、登録会員はこれによって生じる全ての損害に対して一切の責任を負うものとする。

(事故の報告）

第　９条　調査の実施にあたって事故が発生した場合、速やかに支部長に報告 しなければならない。

付　則

1.　本調査業務付則は、平成5年6月15日より施行する。

2.　第3条に規定する登録料は、一地区3 0，0 0 0円とする。

3.　第7条第1項に規定する調査費の未払い額は、契約金額の8 0%とする。

4.　平成25年11月8日付則の一部改定